

つくばみらい市告示第28号

つくばみらい市つくばみらい市有料在宅福祉サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月19日

つくばみらい市長 小 田 川



つくばみらい市有料在宅福祉サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市有料在宅福祉サービス事業実施要綱（平成18年つくばみらい市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支えとして、」の次に「家事及び介助等の福祉サービスを提供する」を加える。

第3条中「家事援助等の」を「福祉」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「家事援助サービス」を「福祉サービス」に改める。

第10条を次のように改める。

（福祉サービスの報酬等）

第10条 利用会員は、協力会員に対し、別表に規定する福祉サービスに係る報酬及び交通費を支払うものとする。

2 利用会員が福祉サービスの申込みを取り消した場合における報酬の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 利用予定前日までの取消し 無料

（2） 利用予定日当日の取消し 利用申込時間に応じた報酬の額の2分の1

3 利用会員が福祉サービスの申込みを取り消さずに福祉サービスを利用しなかった場合は、福祉サービスの申込時間に応じた報酬の額を支払わなければならない。

4 前3項に定める報酬等は、福祉サービスを受けた日以降、翌月5日までに支払わなければならない。

5 第1項に定める報酬及び交通費のほか、材料費等の必要経費（以下「実費等」という）が生ずるときは、利用会員の負担とする。

第10条の次に次の1条を加える。

（報酬等の滞納）

第10条の2 市長は、前条の報酬及び実費等の支払を行っていない利用会員には、次の福祉サービス申込み時に、協力会員の紹介を行わないものとする。

2 市長は、報酬及び実費等の滞納が3箇月を経過した場合、利用会員の会員登録を取り消すことができるものとする。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「介助サービス」を「福祉サービス」に改める。

第 1 2 条を次のように改める。

第 1 2 条 削除

第 1 3 条第 2 号及び第 3 号中「介助サービス」を「福祉サービス」に改める。

第 1 4 条中「介助サービス」を「福祉サービス」に、「介助券及び有料在宅福祉サービス活動記録（様式第 5 号）」を「有料在宅福祉サービス活動報告書（様式第 4 号）及び領収書（様式第 5 号）」に改め、同条後段を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 1 0 条関係）

報酬	報酬の額	
	1 時間当たり、7 0 0 円	
備考		
1 福祉サービスの時間が最初の 1 時間に満たない場合においても、1 時間とみなすものとする。		
2 福祉サービスの時間が 1 時間を超えた場合において、福祉サービスの時間に 1 時間に満たない時間があるときは、当該端数の時間が 3 0 分を超える場合は 1 時間として計算し、3 0 分以下の場合は 1 時間当たりの報酬の額の半額として計算するものとする。		
交通費	区分	金額
（協力会員の自宅から利用会員の自宅までの距離に応じ、次の区分により利用会員は協力会員に負担するものとする。）	往復 5 キロメートル未満	1 0 0 円
	往復 5 キロメートル以上 1 0 キロメートル未満	2 0 0 円
	往復 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満	3 0 0 円
	往復 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満	4 0 0 円
	往復 2 0 キロメートル以上	5 0 0 円
備考		
1 協力会員が福祉サービスを実施するに当たり、バスやタクシー等を利用した場合は、利用会員はその運賃を負担するものとする。		
2 買物等の福祉サービスで協力会員の車を使用した場合は、利用会員は、1 キロメートル当たり 4 0 円を負担するものとする。		

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

有料在宅福祉サービス利用会員登録申込書

年 月 日

つくばみらい市長 様

申込者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
利用者との続柄 _____

次のとおり利用会員の申込みをいたします。

利 用 者	住 所			電話番号	()
	フリガナ			性 別	男 ・ 女
	氏 名				
	生 年 月 日	年 月 日		年 齢	歳
緊 急 連 絡 先	氏 名	住 所	年 齢	性 別	電 話 番 号
					()
					()
家 族 構 成	氏 名	続 柄	氏 名	続 柄	
住居の状況					
健康の状況					
サービスを必要とする理由					
希望するサービスの内容					
備 考 (その他御希望があれば記入してください。)					

個人情報提供同意書

有料在宅福祉サービスを受けるに当たって、申込書に記載した事項を、市及び関係機関に公開・提供することに同意します。

利用者署名 _____

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

有料在宅福祉サービス活動報告書

年 月分

会員No.

協力会員名



利用会員名

日	サービス時間	時間数	サービス内容	利用料金	交通費 実費等	確認印
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					
	午前・午後 午前・午後 : ~ :					

※ 確認印の欄には、利用会員に押印いただってください。

※ 活動報告書は、活動実施月の翌月5日までに必ず報告・提出してください。

利用料金	700円 ×	時間	計	円
交通費・実費等				円
計				円

領 収 書

利用会員
氏 名 _____ 様

(利用料金) _____ 円

(交通費・実費等) _____ 円

(合計) _____ 円

活動日 _____

ただし、有料在宅福祉サービス事業活動費として、
上記正に領収いたしました。

令和 年 月 日

つくばみらい市有料在宅福祉サービス協力会員

氏名 _____ 印

様式第 6 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のつくばみらい市有料在宅福祉サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）に規定する介助券を保有する者が、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に有料在宅福祉サービスの申込みをした場合で、当該サービスの提供が施行日以後となるときは、なお従前の例により、当該サービスの提供に限り、保有する介助券を使用できるものとする。
- 3 旧要綱の介助券は、この告示の施行後 1 年以内に限り、払戻しを行うことができる。